

## 議会運営委員会会議録

平成24年6月1日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:17

### 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 請願の取り扱いについて
- 4 会期及び会議予定について
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日  
について  
(1) 一般質問通告締切日 6月 8日(金)午後5時  
(2) 議案に対する質疑通告締切日 6月14日(木)午後5時  
(3) 意見書案・請願(追加)提出締切日 6月14日(木)午後5時
- 6 その他  
(1) 次回委員会予定 6月18日(月) 本会議終了後

---

### 委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。平成24年第2回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

### 財政課長

それでは予算関係の議案からご説明をいたします。

議案第52号 平成24年度 飯塚市一般会計補正予算第2号につきましては、別に配付をいたしております。補正予算資料で御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては表の下のほうに記載しておりますように、主に当初予算編成後に発生しました事由により早急に執行すべき経費につきまして、一般会計で487,548,000円を補正するものでございます。2ページ以降に補正予算の概要等について記載をいたしております。内容説明につきましては、省略をさせていただきます。

### 上下水道局総務課長

続きまして、企業会計関連の議案について、ご説明いたします。

議案第61号と第62号の専決処分の承認議案につきましては、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案第61号 専決処分の承認「平成23年度 飯塚市 下水道事業会計 補正予算(第5号)」につきましては、表題が「平成23年度補正予算資料」(平成24年3月31日専決)となっております資料の2ページをお願いいたします。この予算は、23年度末において「工事請負費」が翌年度繰越となったことなどにより、仮払消費税額が見込を下回り、消費税納税額が不足することになるため、支出で984万円を増額補正する専決処分を行ったものであります。

次の議案第 62 号 専決処分の承認「平成 24 年度 飯塚市 水道事業会計 補正予算（第 1 号）」につきましては、表題が「平成 24 年度補正予算資料」（平成 24 年 4 月 20 日専決）となっています資料の 2 ページをお願いいたします。この予算は、産炭地域振興センターの「新産業創造等基金支援事業」により「環境浄化システムの研究開発事業」を行うためのもので、支出で薬品費等 3266 万 1000 円を増額し、収入で基金助成金、助成率 3 分の 2、上限額の 2000 万円を増額補正したものです。この事業は、カビ臭対策、有機物対策として、微生物製剤を使用し、水質改善調査や環境浄化システムの研究を行うことを目的としており、事業効果を最大限引き出すため梅雨前に取りかかる必要があったため、専決処分を行ったものであります。

以上、簡単ですが、企業会計関連議案の説明を終わります。

総務部長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。

お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。「議案第 53 号飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」につきましては、庄内支所の掲示場の位置を変更するものでございます。

「議案第 54 号飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、自治基本条例の策定に関して調査審議させるため「飯塚市自治基本条例策定委員会」を設置するものでございます。

「議案第 55 号飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴い、個人住民税につきましては、退職所得の分離課税に係る所得割の控除措置の廃止、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすること、平成 26 年度から平成 35 年度までの個人の市民税に限り、均等割額に 500 円を加算すること、固定資産税につきましては、課税標準の特例措置 2 件の課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにする仕組み、いわゆる「わがまち特例」を導入し、軽減割合については従前通りとすること、たばこ税につきましては、来年 4 月 1 日以後のたばこ税の税率を 1,000 本につき 4,618 円から 644 円引き上げて 5,262 円に、旧 3 級品については 1,000 本につき 2,190 円から 305 円引き上げて 2,495 円とするものでございます。この引き上げにつきましては、県から市への税源移譲を行うもので、たばこの値上げを伴うものではございません。

「議案第 56 号契約の締結」につきましては、飯塚オートレース場の走路改修工事について、「株式会社 N I P P O」と 2 億 475 万円で請負契約を締結するものでございます。2 ページをお願いいたします。

「議案第 57 号財産の取得」につきましては、飯塚市消防団の飯塚方面隊 第 2 分団 目尾分隊、第 6 分団 相田分隊に消防ポンプ自動車各 1 台を買い替え、配備するもので、取得価格 2,833 万 9 千 5 百円、契約の相手方は帝産業株式会社でございます。

「議案第 58 号財産の取得」につきましては、穎田小学校外 10 校のコンピュータ教室の機器等を整備するもので、取得価格 7,607 万 2 千 5 百円、契約の相手方は株式会社麻生情報システムでございます。

「議案第 59 号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」につきましては、住民基本台帳法の改正に伴う規約の整備について、議決を求めるものでございます。

「議案第 60 号市道路線の認定」につきましては、県営住宅穎田中央団地建替え及び開発行為により 8 路線を認定するものでございます。

議案第 63 号及び第 64 号の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第 63 号飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴うもので、固定資産税において、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を 2 年延長すること、固定

資産税の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを3年延長すること、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止するものでございます。

「議案第64号飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましても、地方税法の改正に伴うもので、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を設けるものでございます。

次に、人事議案につきまして、ご説明いたします。3ページをお願いいたします。

議案第65号から第69号までにつきましては、任期満了に伴います「公平委員会委員」1名の選任について議会の同意を、「人権擁護委員」4名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

また、報告第5号から4ページの第24号までの20件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故4件、交通事故1件に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「学校給食費請求事件に係る支払督促申立てに対する異議申立て」についての専決処分、平成23年度の「一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「水道事業会計の継続費繰越計算書」、「下水道事業会計及び病院事業会計の予算繰越」、土地開発公社、都市施設管理公社、教育文化振興事業団、サンビレッジ茜の「平成23年度の決算」・「平成24年度の事業計画及び予算」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議案の付託委員会についてご説明いたします。議案書をお願いいたします。

先ず、議案第52号、53号、54号、55号は総務委員会に、56号は経済建設委員会に、57号は総務委員会に、58号は市民文教委員会に、59号は厚生委員会に、60号、61号、62号は経済建設委員会に、63号は総務委員会に、64号は厚生委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に人事議案であります議案第65号から議案69号までの5件につきましては、いずれも最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項の20件につきましても最終日に報告、質疑としていただいております。以上、ご審議方、よろしくごお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「請願の取扱い」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配布しておりますとおり、本日までに提出された請願が1件ございます。本請願(請

願第5号)は21日の本会議において庁舎建設特別委員会に付託をしていただいております。なお、これに伴いまして庁舎建設特別委員会を27日に開催していただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「請願の取扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「請願の取扱い」については、そのように決定いたしました。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しております「平成24年第2回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

まず、会期につきましては、6月7日から6月29日までの23日間を考えております。

会議予定につきましては、会期日程(案)に記載のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。なお、市長から議長に対して「明星寺地区採石場周辺市道問題に対する答弁の訂正について」発言したい旨の申し出があり、議長において了承されておりますので、本会議初日の「会期の決定」のあとに議題としていただいております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の(追加)の提出締切日」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、6月8日(金曜日)の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願(追加分)の提出締切りにつきましては、6月14日(木曜日)の午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日」については、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は6月18日の本会議終了後に開催を予定して

おりますので、よろしく願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。